

# 淀川水系流域委員会 第23回琵琶湖部会（2003.6.10開催）結果概要

03.5.16 庶務作成

開催日時：2003年6月10日（火） 13：30～16：40

場 所：大津プリンスホテル 2階 コンベンションホール「淡海7」

参加者数：委員14名、河川管理者12名、一般傍聴者92名

## 1 決定事項

- ・原案に対する部会としての意見とりまとめについては、作業部会を設置し、リーダーを中村委員とする。進め方等については中村委員に一任し、必要な場合には委員間での検討会を開催する（部会後に行われた中村リーダーを中心とする委員の打合せにて、全委員が3つの検討班に分かれて検討を進めることが決まった）。
- ・部会委員の有志が5/25に開催した一般意見聴取試行の会に続いて企画している試行の会（資料2-2参照）は、部会が認める会として開催する方向で進める。
- ・次回部会は7月9日（水）13:30～16:00に開催する。予定していた6月26日（木）は、部会としては開催せず、必要に応じて検討会を開催する。

## 2 審議の概要

委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」をもとに報告が行われた。

5/25に開催された琵琶湖部会一般意見聴取試行の会の報告

資料2-1「琵琶湖部会一般意見聴取試行の会（5/25）の報告」をもとに報告が行われた。主な意見は「3 主な意見」の通り。

「説明資料（第1稿）」「具体的な整備内容シート（第1稿）」および「4/21 および5/16 委員会でのダムに関する説明資料」に関する意見交換

資料3-1「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）（庶務による琵琶湖部会関連箇所へのマーク入り）」、資料3-2「今後の琵琶湖部会における検討について」、資料3-4「説明資料（第1稿）および具体的な整備内容シート（第1稿）の琵琶湖部会に関連する部分についての具体的な意見、提案等」をもとに、意見交換が行われた。主な意見は「3 主な意見」の通り。

今後の進め方について

< 一般意見聴取試行の会の開催 >

部会委員有志より、資料2-2をもとに次回の一般意見聴取試行の会の開催について提案があり、「1 決定事項」の通り決定した。

#### <琵琶湖部会意見のとりまとめ>

部会長より提案があり、「1 決定事項」の通り決定した。なお、作業部会の主な役割としては、以下の内容が確認された。

- ・提言や部会での議論をもとに原案に対する琵琶湖部会としての意見をまとめ、部会に提示する。
- ・意見が分かれているものについては、論点等を示して部会での議論を促す。

#### 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者2名から発言があった。主な意見は「3 主な意見」の通り。

### 3 主な意見

#### 5/25に開催された琵琶湖部会一般意見聴取試行の会の報告

資料2-1「琵琶湖部会一般意見聴取試行の会(5/25)の報告」をもとに報告が行われ、参加した委員から意見が出た。

#### <主な意見>

- ・若者討論会は流域委員会では初めての試みであったが、若者らしい新鮮な意見が聞けて参考になった。
- ・大津市で開催したこともあり、参加者は京都や滋賀県南部の学生が多く、ダムに関する意見はあまり出なかった。今後、丹生ダムの地元の青年たちがダムをどのように考えているのか、丹生ダムの水を使う大阪市の若者がどう思っているのか等の意見を聴く機会を設けるべきではないか。
- ・委員会からの若者に対するメッセージが伝わってこないという意見があった。これは若者に限らず、女性や子供が議論に参加できないことの一因になっていると思う。ターゲットを決めて、それぞれのターゲットごとにメッセージを送ることの必要性を感じた。
- ・スケジュールがタイトで、広報が不十分だったため、参加者が普段から水や河川等のことを考えている人に偏り、反対意見があまり出ない「身内の会」の感があったのが反省点だ。次回は、実際に利害が関係している現場で討論会を開催していきたい。

「説明資料(第1稿)」「具体的な整備内容シート(第1稿)」および「4/21 および 5/16 委員会でのダムに関する説明資料」に関する意見交換

資料3-1「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)(庶務による琵琶湖部会関連箇所へのマーク入り)」、資料3-2「今後の琵琶湖部会における検討について」、資料3-4「説明資料(第1稿)および具体的な整備内容シート(第1稿)の琵琶湖部会に関連する部分についての具体的な意見、提案等」をもとに、意見交換が行われた。

#### <主な意見>

#### 審議の進め方について

- ・第1稿に対する議論や評価が十分でない。部会としての意見をまとめていくためには、第1稿に対して、個別かつ具体的に意見を言っていかななくてはならない。特に、時間

的制約を考えると、具体的な議論を優先させるべきではないか。

他の部会での議論を踏まえ、全体の中で、琵琶湖部会で検討すべき重要な点に絞って議論するためのスケジュール、方法を考える必要がある。

河川管理者の考え方の枠組みそのものを変えるという発想が必要ではないか。治水、利水、環境に分けて1つずつ話をしていっても、提言で目指しているものには行き着かないと思う。また、具体的に意見を述べるためには、データを積み重ねて検討する必要があるため、時間がかかるのではないか。

第1稿の項目に沿って、個別的に意見を述べていくと、提言で重要だと述べているにも関わらず第1稿に記載されていない部分を見逃すおそれがある。第1稿全体を提言と比較しながら検討する必要がある。

提言と整備計画との全体的な整合性についての検討と、各項目別の具体的な議論とを平行して行うべきである。(部会長)

- ・ 今後は、環境と治水の両面から、琵琶湖の湖辺域をどう考えていくかがポイントとなる。例えば、“琵琶湖と水田の連続性の回復”と“沿岸の治水対策”をドッキングできないかと考えている。例えば、水田の浸水被害の一方で、琵琶湖と水田の連続性が回復し、魚類の産卵が促進されて環境面でのメリットが生まれることに對し補償するといったことを政策として位置付けられないか。
- ・ 夏期の琵琶湖の急激な水位低下の大きな原因は、1992年の瀬田川洗堰の操作規則の変更にある。水位低下の緩和に對するダムの有効性を説明する前に、まずは、操作規則を元に戻した場合の水位シミュレーションをして頂きたい。その際には、沿岸域には生産調整によって米を作れない水田があり、これに遊水地的な役割と魚類の産卵場所としての役割を与えるといったことを考慮して頂きたい。
- ・ 治水対策は、現場のソフトと連携して実施して頂きたい。地元では洪水経験を持っている人が少ないので、若い人や子どもたちが洪水の時にどのように対処すればいいのかを伝える必要がある。第1稿の12ページに記載されている「意識の啓発」に、「世代間の洪水被害の伝承」を追加して頂きたい。
- ・ 滋賀県は淡海の川づくり委員会で県の管理している地域の河川整備のあり方を検討している。自治体との連携を深めるためにも、淡海の川づくり委員会と流域委員会の委員同士で話し合う機会をつくってもよいのではないか。

淡海の川づくり委員会と流域委員会の委員の有志による試行の会を開催してはどうかと考えている。淡海の川づくり委員会にはまだ何の相談もしていないが、淡海の川づくり委員会の委員長である江頭部会長代理からは、そのような話があれば歓迎したいとの返事を頂いている。もし開催されることになれば、委員の方々には、是非、ご参加頂きたい。(部会長)

滋賀県としては、そのような話はまだ聞いていない。今後、内部で検討していくことになると思うが、直轄区間との関連で調整を要するような事があれば、整備計画をつくる主体である国土交通省から話があるものと考えている。(滋賀県)

両委員会の有志が集まって会を持つということであれば、河川管理者の出席は必須

ではないと思っている。(部会長)

国と県の行政権限の問題があるかと思うが、淡海の川づくり委員会の中には、水防の方や漁協の方や子どもたちが積極的に参加しているところもあるので、情報交換をしていく必要があるだろうと思っている。

淡海の川づくり委員会として開催するということになれば、規定にそって開催する必要がある。(滋賀県)

#### ダムについて

- ・理想はダムに全く依存しない治水だが、現実的には不可能である。ダムが必要不可欠である場合に提言の治水の考え方をどのように反映すればいいのか。治水部会の議論も考慮して、琵琶湖部会として論点を絞って議論を固めていかなければならない。
- ・ダムの目的を変更する場合には、そのプロセスおよび社会的合意の再形成のあり方について議論が必要だ。コストアロケーションの問題等を考えると、公共事業の目的をそう簡単に変えることはできないのではないか。
- ・河川管理者の説明では、ダムを有効としながらも、利水の需要精の査確認等が終了していないので今後も調査検討を続けるとしていた。丹生ダムと大戸川ダムについては、琵琶湖の水位低下の緩和、河川生態系の再生、洪水対策といった点からその建設が有効だとしていたが、いずれも検討が不十分であった。

利水の需要の精査確認は現時点では完了していないが、当然、この精査確認が終わっていないければ、ダム計画は固まらない。(河川管理者)

- ・ダムは、湖岸の生態系の回復の点からその建設が有効だと説明されていたが、生態系の回復を目的とするならば、環境全体の回復を目的としなければならない。河川管理者の説明は、科学的な根拠に基づいた説得性のある説明ではなかった。琵琶湖にとって非常に重要な湖底環境についてももう少ししっかりした見直しや不可逆的な影響が出ないと強い確信を持って言えるレベルでないと、課題として残るのではないか。ダムが与えるプラス面とマイナス面の影響をトータルで考慮し、長期的な琵琶湖への影響を検討すべきだ。

丹生ダムからの補給水による水位低下抑制の効果とそれが自然環境に及ぼす影響について、今後調査検討しなければならないこととして挙げている。(河川管理者)

- ・河川法の改正を受けて、ダムだけではなく他の計画についても自然環境保全の目的を追加したということであれば評価するが、その自然環境保全がどういうことなのかは吟味が必要である。同時に、他の目的についても、例えば利水目的が不必要になったのか、不必要ではないが今後の需要を鑑みて考えていくのかといったことも記述しなければならない。(部会長)
- ・ダム建設の目的を利水から環境保全に転換するのであれば、ダム周辺の環境保全と地域のこれからの暮らしを考えていかなければならず、国土交通省だけでは無理なのではないか。各省庁横断型のプロジェクトとすべきだが、国土交通省が他省庁とどのように連携していくのか、全く見えない。

- ・琵琶湖は県の管理区域であり、その琵琶湖の環境保全のために丹生ダム建設によって国土交通省が取り組んでいくという点には、期待している。今後、具体的なプランを聴かせて頂きたいと思っている。
- ・河川管理者の丹生ダムの代替案の検討が不十分である。特に治水対策についての代替案が不十分であった。また、琵琶湖の水位低下を緩和するために、ダムからの補給以外にどのような手段が考えられるのかを示して頂きたい。

水位低下の緩和するための方法に関しては、前回の委員会で説明したと考えている。  
また、治水対策の代替案については、滋賀県の淡海の川づくり委員会で検討されている。結果が出れば、流域委員会に説明する。（河川管理者）

#### 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者2名から発言があった。

- ・委員会に寄せられたダム建設に賛成する趣旨の一般からのご意見について補足説明を求める委員の発言があったが、意見を送った本人は、姉川河口で漁業を営んでおり、ダム建設による流量の回復に期待していると聞いている。
- ・資料3-3のP4で、『自然が自然を、川が川をつくる理念を具体化していくための指標をつくるべき』とあるが、この評価基準等を議論し、委員会として統一見解を出すべきである。

以上

議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。